

○少年警察補導員活動要領の制定について（平成12年12月27日例規第61号）

〔沿革〕 平成14年12月例規第71号、20年8月第41号、31年4月第23号、令和元年6月第28号改正

この度、少年警察補導員活動要領を別記のとおり定め、平成13年1月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、次の例規通達は、廃止する。

- (1) 少年警察補導員の設置、勤務等に関する訓令の一部改正について（平成2年4月例規第19号）
- (2) 少年警察補導員勤務要領の制定について（昭和38年5月奈本例規第10号）

別記

少年警察補導員活動要領

第1 趣旨

この要領は、奈良県少年補導に関する条例（平成18年3月奈良県条例第57号。以下「条例」という。）、奈良県少年補導に関する条例施行規則（平成18年6月奈良県公安委員会規則第8号。以下「条例施行規則」という。）、奈良県少年補導に関する条例運用要領の制定について（平成18年6月例規第19号。以下「条例運用要領」という。）及び奈良県少年警察活動要領（平成14年12月例規第69号。以下「活動要領」という。）に定めるもののほか、少年警察補導員の活動について必要な事項を定めるものとする。

第2 職務

少年警察補導員は、条例、条例施行規則、条例運用要領及び活動要領に定める少年警察活動のうち、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 街頭補導の実施
- (2) 継続補導の実施
- (3) 少年相談の取扱い
- (4) 被害少年の保護
- (5) 要保護少年の保護
- (6) 触法調査及びぐ犯調査
- (7) 不良行為少年事案の処理
- (8) 家出少年の取扱い
- (9) 有害環境の発見及び浄化措置
- (10) 規範意識啓発活動の実施
- (11) 関係機関、団体等との連絡
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、少年警察活動に関し、特に命ぜられた

事項

第3 活動計画等

1 勤務計画等の策定

- (1) 生活安全部少年課少年サポートセンター所長（以下「所長」という。）は、県下における少年非行の実態等を踏まえ、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成4年7月奈良県警察本部訓令第23号）第3条に定めるところにより、毎月の少年警察補導員の勤務計画を策定するとともに、その活動内容について、少年警察補導員活動計画表（別記様式第1）により、少年警察補導員に示さなければならない。
- (2) 所長は、必要があると認めるときは、少年警察補導員の活動計画を変更し、又はあらかじめ指定した活動内容と異なる活動を行うことを命じることができる。

2 派遣要請

警察署長は、管内における継続補導、被害少年の保護その他の少年警察活動を効果的に推進するため、少年警察補導員の派遣を受ける必要があると認めるときは、事前に少年警察補導員派遣要請書（別記様式第2）により、所長を経由して本部長に少年警察補導員の派遣を要請することができる。この場合において、急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに少年警察補導員派遣要請書を送付するものとする。

3 活動結果報告

所長は、毎月の少年警察補導員の活動結果を取りまとめ、少年警察補導員活動結果表（別記様式第3）により、本部長に報告しなければならない。

第4 活動要領

1 携帯品

少年警察補導員は、勤務中は奈良県警察少年警察補導員手帳の貸与及び取扱いに関する訓令（平成2年12月奈良県警察本部訓令第19号）に定めるところにより、条例施行規則第2条に規定する少年警察補導員手帳を携帯するとともに、街頭活動に従事するときは、警笛及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第84条に規定する身分証明書並びに奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則（昭和52年3月奈良県規則第59号）第13条に規定する立入調査員証を携帯すること。

2 具体的活動要領

少年警察補導員の職務ごとの具体的な活動要領は、次に定めるとおりとする。

- (1) 街頭補導

街頭補導は、原則として少年警察補導員 2 名以上で行うものとする。また、活動に際しては、ボランティア等との連携にも十分配慮すること。ただし、夜間等で危害を受けるおそれのある場所及び時間に実施する場合には、警察官を同行させるものとする。

なお、やむを得ず単独で街頭補導を行う場合は、受傷事故等の防止に十分配慮すること。

(2) 継続補導

ア 継続補導を行うに当たっては、事前に少年が非行を犯し、又は不良行為を起こすに至った原因、動機、家庭又は地域の環境、交友関係等を把握し、指導内容を検討するとともに、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう配慮しつつ、招致による面接指導のほか、家庭訪問による指導等適宜な方法で実施し、さらに、必要により受持ちの地域警察官、学校、職場等と緊密な連携を保持するなどして、その効果的な実施に努めること。この場合において、家庭訪問は、単独では行わないこととし、やむを得ず単独面接を必要とする場合は、面接場所として警察施設又は公的機関の施設を利用すること。

なお、この場合においても、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。

イ 継続補導を行っている少年について、問題性が除去され、その必要性がなくなったと認められるとき又は健全育成のための機関に委ねるのが妥当と認めるとき等継続補導の必要性がないと認めたときは、その状況を所長等に報告し、その指示により当該継続補導を打ち切ること。この場合においては、当該少年又は保護者等にその理由を説明し、理解を得るとともに、当該少年にとって最も適当と思われる健全育成のための機関を紹介するなど、適切な措置を講じておくこと。

(3) 少年相談

ア 少年相談を受けた場合に行う注意、助言等については、自信を持って返答のできる範囲内にとどめ、判断に迷い、又は調査を待つて決すべきことについては軽率な発言をしないこと。

イ 少年相談によって発見された非行少年等に関する措置については、相談者側の意向が十分に尊重されるように配慮すること。

ウ 少年相談に関連して、警察の所掌に属しない事項について相談を受けたときは、当該事項を所掌する機関等を教示し、又は必要に応じてこれらに連絡すること。

(4) 被害少年の保護

ア 少年相談、事案処理等を通じて、犯罪その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年で精神的ダメージの克服等のために支援が必要と認められるものを把握したときは、保護者等の同意を得た上で、必要により部内外の専門家の助言及び指導を受けながら、継続的なカウンセリング等を実施し、立ち直りのための支援活動を行うこと。

イ カウンセリング等を行うに当たっては、事前にその内容について検討を加え、効果的に実施すること。

ウ カウンセリング等は、原則として昼間に実施すること。やむを得ず夜間に行う場合は、事前に少年及び保護者等に連絡するとともに、その都度、所長等の指揮を受けること。

(5) 犯罪少年の取扱い並びに触法調査及びぐ犯調査

ア 活動要領第12の2の(1)の規定により指定を受けた少年警察補導員は、活動要領第12の3に定める調査主任官、活動要領第13の3に定める調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、触法調査又はぐ犯調査を行う場合には、活動要領第10の5に定める事項（触法調査を行う場合は、(1)に掲げる事項を除く。）を明らかにしておくこと。

イ 少年相談、街頭補導等を通じて、犯罪少年を発見した場合は、被疑事件報告書（別記様式第4）により所長（第3の2に基づき派遣された先の警察署長を含む。以下同じ。）又は当該少年を発見した場所を管轄する警察署長（以下「所長等」という。）に報告し、その指揮を受けて警察官に引き継ぐこと。

(6) 家出少年の取扱い

家出少年を発見保護し、又は家出少年の帰宅を確認したときは、所長等の指揮を受け、当該少年の保護者等が拒否するなどやむを得ない場合を除き、少年やその保護者等を招致面接し、家出の原因、動機、家出後の行動その他補導のために必要な調査を行うこと。

(7) 勤務日誌

少年警察補導員は、勤務の状況について、勤務中取り扱った事項その他所要事項を勤務日誌（別記様式第5）に記載し、所長に報告しなければならない。

第5 事件・事故等の報告等

1 事件・事故の報告

少年警察補導員は、犯罪（第4の2の(5)のイに掲げる犯罪少年を発見した場合を除く。）、交通事故等の事件・事故の発生を現認し、又は発生の申告を受けたと

きは、直ちに最寄りの警察官に連絡するとともに、負傷者の救護、現場保存等の必要な措置をとらなければならない。

2 迷い子等の取扱い

少年警察補導員は、迷い子、はいかい老人等を発見し、又はその知らせを受けたときは、懇切に取り扱い、保護者等の発見、保護者等への引き渡し等の必要な措置をとること。

第6 教養の実施

1 所長は、少年警察補導員に専門的な知識及び技能を習得させるため、次に掲げる教養を実施するものとする。

(1) 一般職員初任科教養終了後、少年警察補導員の勤務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるための教養

(2) 実務に就いて6月を経過した少年警察補導員の補導技術その他実務能力を向上させるための教養

2 所長は、警察職員の職務等に関する規則第1条の規定による指定に係る教育訓練として、触法調査のために必要な専門知識である低年齢少年の特性、特別な事情を持つ少年の特性、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領についての研修を行うものとする。

この場合において、少年警察補導員をぐ犯調査に従事させようとするときは、ぐ犯調査に係る関係法令等、ぐ犯調査の実施要領その他職務遂行に必要な知識及び技能についての研修をあわせて行うものとする。

3 2に定める研修は、別表に定めるところにより教養区分に応じ、それぞれの教養項目について、それぞれ同表に掲げる時間により行うものとする。

4 所長は、1から3までに掲げるもののほか、前任の少年警察補導員による実務指導、部外講師による講習その他の適宜の方法により、少年警察補導員の資質の向上を図るものとする。

(別表及び別記様式省略)